**●　指定後の届出事項**

生活保護法指定医療機関となった後は、下記の「届出事項一覧」の事由が生じた場合、事由が発生した日から１０日以内に、指定申請と同様、越谷市役所生活福祉課へ届出をしてください。（※郵送可）

　　届出用紙は生活福祉課に備えてありますが、**越谷市ホームページからもダウンロードが可能です。**

**(越谷市ホームページアドレス：http：//www.city.koshigaya.saitama.jp/→分野別情報「くらし・市政」→「福祉・保健医療」　→「社会福祉・生活支援」→「社会福祉」）**

**【 届出事項一覧 】**

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　を　要　す　る　場　合 | 届出書類 |
| ①　医療機関の名称を変更したとき | 変更届出書 |
| ②　医療機関の所在地の地名又は番地が地番整理により変更されたとき  　（医療機関が移転した場合は⑦の廃止届） |
| ③　医療機関の開設者の名称（開設者が個人の場合は氏名）を変更したとき |
| ④　医療機関の管理者の氏名及び住所を変更したとき |
| ⑤　医療機関を休止したとき | 休止届出書 |
| ⑥　休止していた医療機関を再開したとき | 再開届出書 |
| ⑦　医療機関が移転したとき　　※市内移転の場合は、合わせて新規の申請書の提出が必要 | 廃止届出書 |
| ⑧　医療機関の開設者を変更（交代、個人⇔法人等）したとき　（法人の代表者変更の場合は不  　要）　※合わせて新規の申請書の提出が必要 |
| ⑨　医療機関の規模を変更（診療所⇔病院）したとき |
| ※⑦から⑨の場合で、引き続き指定医療機関になる場合には、新たに開設した医療機関  　　の指定申請書を併せて提出してもらう。 |
| ⑩　医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき |
| ⑪　医療機関を廃止したとき |
| ⑫　生活保護法施行規則第14条第３項に規定する処分を受けたとき | 処分届出書 |
| ⑬　生活保護法による指定を辞退しようとするとき  　（この場合、30日以上の予告期間が必要） | 辞退届出書 |

**●　指定の更新について**

　　平成２６年７月１日の生活保護法の改正により、同法の医療機関の指定は更新制となりました。

　６年ごとに更新の手続きをしなければ、その効力が失われます。指定の有効期間は健康保健法(厚

　生局へ届出）の有効期間と同じになります。介護保険法により指定を受けている訪問看護事業者

　は介護保険法（県福祉部高齢者福祉課へ届出）の有効期間となります。

　　ただし、指定医療機関のうち、個人開業の病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局※につい

　ては、その効力を失う日前６月から同日前３月までの間に別段の申し出がない時は、更新の申請

　があったものとみなし、更新手続きの必要はありません。更新手続きが必要な場合は、指定有効

　期間の満了日の約１か月前に越谷市役所生活福祉課から、更新の通知とともに申請書類を郵送

　させていただきます。引き続き生活保護法指定機関となる場合は、提出期限(通知文に記載）ま

　でに必要書類を越谷市役所生活福祉課まで提出してください。

【問合わせ先】　〒343-8501　越谷市越ヶ谷4-2-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越谷市役所　生活福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　048-963-9162